

仕 様 書（企画提案競技用）

1 件名

西東京市もの忘れ予防検診・認知症のある人の社会参加普及啓発動画制作業務委託

2 業務目的

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）では、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域づくりを目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進するとしている。

また、令和5（2023）年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症のある人を含めた国民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進に向けて、国、地方公共団体、介護サービス事業者、国民等がそれぞれの責務のもと、認知症施策を総合的、かつ計画的に進めることとしている。

これらのことを踏まえ、認知症予防検診の受診勧奨及び認知症のある人の社会参加の普及啓発を目的に、本市独自の動画を制作する。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで

4 納品場所

監督員の指定する場所

5 委託業務の制作内容

(1) 動画制作業務

映像作品は各2本とし、次のとおり制作する。なお、時間については目安である。

① 企画・構成

企画提案競技での提案内容に基づき、西東京市（以下「市」という。）と協議を行い、構成を決定する。決定した内容を反映し、構成及び台本（絵コンテ）を作成する。

② 要件

ア 画面比率は16：9とし、解像度はハイビジョンとする。

イ 実写による方法（ドラマ形式）とする。

ウ 効果的な音響を使用し、必要に応じて委託料の範囲内で楽曲を制作する。

エ 映像内容が無音でも伝わるよう「字幕」を編集する。

③ 内容

ア もの忘れ予防検診普及啓発動画（30秒程度×1本、3分程度×1本）

i 「別紙1」の企画案を参考とし、「もの忘れ予防検診」をより多くの市民に受診してもらうことを目的に企画・制作を行う。

ii 「もの忘れ予防検診」を受診しようとする動機づけと、人ごとでは無く、自身がもの忘れ予防について考えるきっかけとなる啓発動画

を、演出表現手法で制作する。

- イ 認知症のある人の社会参加普及啓発動画（5分程度×1本、30秒程度×1本）
 - i 「別紙1」の企画案を参考とし、認知症のある人が地域で活躍する姿を伝え、認知症のある人の社会参加普及及び啓発を目的に、企画・制作を行う。
 - ii 認知症のある人の社会参加普及啓発動画を、演出表現手法で制作する。

④ 制作・編集

企画・構成に基づき、出演者との調整、撮影、編集等、動画の作成に係る作業の全てを行うこと。また、YouTube用のサムネイル画像や文章等の作成も併せて行うこと。

(2) 管理業務

- ア 業務体制及び業務スケジュールを示した実施計画を策定し、市に承認を得た上で、制作を進行する。
- イ 本業務の実施に必要な各種法令や条例等に基づく許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、許認可手続きにかかる費用については、委託料に含むものとする。
- ウ 動画の完成までに、市と随時、確認及び協議の機会を設けること。

(3) 成果物（要調整）

	内容	数量
1	MOV形式のビデオファイル（圧縮なし又は ProRes422HQ）	各1ファイル
2	ホームページ掲載用データファイル（WMV形式で1,600メガバイト以下）	各1ファイル
3	1～2のデータを保存した外付けハードディスク	1式(USB接続)

6 著作権、肖像権

- (1) 本業務の実施により完成した動画及び音楽の著作権は、市に帰属するものとし、動画の使用及び複製は、市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 出演者等の肖像権使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払等の処理を済ませた上で成果物を納品すること。また、このことに伴い発生する経費については、委託料に含むものとする。
なお、市側で権利保有者を有する出演者等を使用する場合は、この限りでない。

7 個人情報の取り扱いについて

本契約の履行において、個人情報を取得する場合には、受託者及び本契約において市が認めた再委託先の業者（以下「受託者」という。）は、個人情報の取扱いに関して次の事項を遵守し、個人情報の保護に細心の注意を払わなければならない。

- (1) 受託者は、西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）及び西東京市特定個人情報保護条例（平成27年西東京市条例第43号）を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、次の事項を厳守す

ること。

なお、本業務が終了した後も同様とする。

ア 本業務以外の目的で使用しないこと。

イ 盗用しないこと。

ウ 第三者へ提供しないこと。

エ 本業務以外の目的でデータ等の複写又は複製を行わないこと。

オ 市に無断で改変しないこと。

カ 市に無断で持ち出さないこと。

キ その他市長が別に定める事項。

- (3) 受託者は、業務の実施に当たり貸与された個人情報の本業務の終了後、速やかに市に返還すること。ただし、市が別に廃棄等を指示したときは、その指示によること。
- (4) 受託者は、個人情報に関する事故が発生したときは、速やかに市に報告しなければならない。
- (5) 受託者が前各号に掲げる事項に違反した場合は、市は受託者に対して契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (6) 秘密保持の義務違反は、法令及び条例の規定により処罰の対象となる。

8 支払方法等

(1) 検収

本業務が円滑に執行できたことを完了報告書により監督員が確認した時点をもって、検収とする。

(2) 請求

受託者は、検収終了後、速やかに市に対して請求書を提出する。

(3) 支払

市は、請求書を受けた日から 30 日以内に一括払いで支払うものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ市の許諾を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には、市担当者と協議すること。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。